

平成 30 年 3 月 1 日

特定非営利法人奈良県介護支援専門員協会
支部会発足・運営要綱

NPO 法人奈良県介護支援専門員協会（以降、「県協会」と示す）における下部組織として、支部会発足・運営をする場合は、以下の要綱にしたがい県協会理事会の承認を得ること。

（名称）

「NPO 法人奈良県介護支援専門員協会」の後に、支部会名称を定める。

（例）NPO 法人奈良県介護支援専門員協会 ○○○支部

（目的及び事業）

県協会定款第 3 条に定める目的に沿って、支部会の目的及び事業を定める。

（支部会員）

支部会員は県協会正会員であること。ただし、県協会正会員となる意思を示す場合はこの限りでない。

（役員配置）

支部会には次の役員を置くこと。

- (1) 支部長 1 名
- (2) その他

（会議の開催）

- (1) 定例会議は、概ね 3 ヶ月に 1 回以上開催する。
- (2) 全体会議は、年 1 回以上開催する。
- (3) その他支部長が必要と思う会議は、随時開催する。

（会計）

- (1) 会計期間は、県協会に併せ毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
- (2) 支部会は、県協会助成金及びその他の事業収入をもって運営する。

（県協会助成金の交付）

- (1) 県協会助成金の交付については、次の申請書類を作成し、県協会理事会の承認を得ること。
 - ① 今年度 支部会活動（実績）報告書及び会計報告（初年度の場合は免除とする）
 - ② 次年度 支部会活動予定（案）及び活動予算案
- (2) 年度末において県協会助成金残高が発生する場合は、県協会に返却すること。

以上